

適切な意思決定支援に関する指針

みゆきクリニックは患者様が適切な意思決定をすることができるように以下の指針を定めます。

1. 患者様が自分らしい最期を迎えるために、どのように過ごしどのような医療を受けたいか意思決定できるようサポートを行います。
2. 医師等の医療従事者から、現状、医療行為等の選択肢、今後の予後等の適切な情報提供を行います。
3. 医療・ケアを受ける本人及びそれを支えるご家族が、他専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分話し合いを行えるようにします。
4. 本人の意思を最優先とし、家族や医療・ケアチームが納得できる意思決定となることを目標とします。
5. 医師は患者様の状態や意思が変化するものであることを踏まえ、本人や家族との話し合いが繰り返し行われるようにします。
6. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療・ケアチームへと情報共有を行います。
7. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
8. 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって本人にとっての最善の方針を決定します。
 - ①家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重します。
 - ②家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
 - ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。
9. 話し合いの中で意思がまとまらない場合や合意が得られない場合は院内にて検討の上、方針等についての助言を行います。

2022年4月1日

みゆきクリニック 院長

坪内みゆき